


2024年4月12日

トラロキヌマブ製剤の最適使用推進ガイドライン（既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎）の一部改正について

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課より、「トラロキヌマブ製剤の最適使用推進ガイドライン（既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎）」の一部改正について周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

 [トラロキヌマブ製剤の最適使用推進ガイドライン（既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎）の一部](#)

詳細については、下記宛お問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

厚生労働省 医薬局医薬品審査管理課（担当：菅井）
TEL：03-5253-1111（内線：2740）